

株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準（案）の概要

I. 趣旨

民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」）が、国の政策目的等に即した出融資等を行うことを担保するため、PFI法第53条において、内閣総理大臣は、機構が従うべき基本事項を支援基準として定める旨規定されている。

II. 概要

1. 支援対象となる対象事業が満たすべき基準

次の（１）から（３）までのいずれも満たすこととする。

（１）公共性・公益性

地域経済の活性化を含む我が国経済の成長力強化に寄与するために民間事業機会の創出、民間主体の資本市場確立を促進させるとの観点を踏まえつつ、一定の公共性・公益性を有するもの。

（２）民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用

民間の資金、経営能力及び技術的能力を積極的に活用することにより、公共施設等の効率的・効果的な整備等を実現するもの。

（３）収益面における出融資等適合性

- ①効率的・効果的な事業と見込まれること
- ②適切な事業計画であること
- ③民間金融機関・民間投資家等からの十分な資金供給が見込まれること
- ④出融資等を行う資金の回収の蓋然性が高いと見込まれること

2. 特定選定事業等支援の全般について機構が満たすべき事項

長期安定的な業務運営を確保する観点から必要な事項である次の（１）から（７）のいずれも満たすこととする。

なお、機構は、その設立趣旨に厳に即した出融資等を行うとともに、監督官庁であり出資者である国との間で、常時、密接に意見交換を行うための態勢を構築する。

（１）出融資等業務全体としての長期収益性の確保

総収入額が、少なくとも機構の業務期間全体に必要な総支出額（出資者に対する適切な配当を含む。）を上回るように、各事業年度毎に進捗状況を適宜評価しつつ、長期収益性を確保することに努めること。

（２）出融資等業務全体としての分散出融資等

特定の事業分野等に過度に偏ることがないように、適切な分散出融資等を行うことに努めること。

（３）個別出融資等案件に関する規律の確保

関係者と連携しつつ、事業・収支計画及び経営体制の精査、支援開始後の公共施設等の稼働状況等のモニタリング等を適切に実施し、事業の安定性と長期収益性の確保を厳格に目指す等、規律ある出融資等を行うこと。

（４）運用の透明性

公共施設等の稼働状況、重要な許認可・免許、契約条件の状況等について十分な情報開示に努めるとともに、民間金融機関・民間投資家等に対する必要な説明を適時適切に行うことにより、運用の透明性を確保すること。

(5) 個別出融資等案件における民間金融機関・民間投資家等の補完

民間金融機関・民間投資家等の投融資を補完する等、類似の民間金融機関・民間投資家等の活動を不当に妨げることがないように配慮すること。

(6) 責任ある出融資等執行体制の整備

機構の役職員の賞与等に機構の業績、対象事業者の業績等を反映させる等、特定選定事業等支援を行う機構の役職員が責任をもって業務を行う出融資等執行体制を整備すること。

(7) 東日本大震災からの復興への配慮

特定選定事業等支援を行うに当たっては、東日本大震災からの復興に向けて被災地域等において行われる特定選定事業の推進に配慮すること。

3. 出融資等手法に関する事項

(1) 間接出資に関する事項

① 支援対象となる対象事業者の選定に関する事項

次の全ての事項を満たす特定選定事業を支援する事業者（以下「特定選定事業支援事業者」）を、間接出資の支援対象となる対象事業者として選定する。

ア 上記1に規定する事項を遵守し、経営の安定性を有するものであって、特定選定事業の支援を確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たす見込みがあると認められるもの。

イ 民間の資金、経営能力及び技術的能力の積極的な活用及び経営の規律保持を図るため、特定選定事業支援事業者の出資構成について、機構以外の者からの出資の合計額が原則として機構の出資額以上となる等の事項を満たすもの。

ウ 機構の出資について、約定出資金額の枠内で、特定選定事業支援事業者からの資金要求に応じて、その都度払い込むことが契約において明らかにされていること。

② 特定選定事業支援事業者に対する要求等の対応に関する事項

機構は、特定選定事業支援事業者が本支援基準に規定する事項に即して特定選定事業の支援を行っているか否かを報告要求、調査等を通じて確認する等の適切な対応を行うものとする。

(2) 直接出資に関する事項

機構は、民間金融機関・民間投資家等による間接投融資が対象事業に対して十分に行われない場合において、必要と認められるときは、対象事業を実施する対象事業者に対し直接出資（原則として優先株式の取得。）を行う。この場合、機構は次に掲げる全ての事項を満たすものとする。

① 上記1に規定する事項を遵守し、経営の安定性を有するものであって、事業を確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たす見込みがあると認められるもの。

② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の積極的な活用等を図るため、当該対象事業者の出資構成については、機構以外の者からの出資の合計額が原則として機構の出資額以上となるもの。

(3) 融資等に関する事項

機構は、上記3.（1）又は3.（2）に準じて、融資等（原則として劣後貸付け、劣後債券の取得。）を行う。